

# あいち消費者教育 リポート

Vol.41  
2025年12月発行

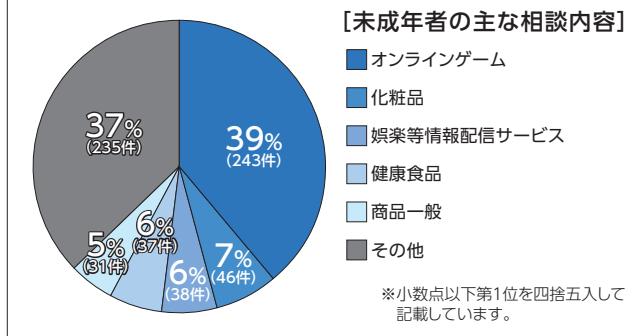
学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校の取組や指導法・教材、若年者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育リポート」として取りまとめました。ぜひ、消費者教育の授業等でご活用ください。

## 未成年者に多い消費者トラブル

2024年度に愛知県及び市町村に寄せられた消費生活相談件数は45,311件で、そのうち、未成年者(18歳未満)が契約当事者の相談は630件でした。

なかでも、ゲームの課金等の「オンラインゲーム(243件、39%)」に関する相談が最も多く、以下、脱毛クリーム等の「化粧品(46件、7%)」、アダルト情報等の「娯楽等情報配信サービス(38件、6%)」、サプリメント等の「健康食品(37件、6%)」の順となっています。

※集計時点:2025年5月13日



## こんな相談が寄せられています！

中学生に多い  
トラブル!

### オンラインゲームの課金トラブル

「子どもが親のクレジットカード情報を使って、オンラインゲームで高額な課金をしていた。」といった「オンラインゲーム」に関する相談が多く寄せられています。



#### 保護者等に伝えたいこと



- オンラインゲームで課金する場合のルールについて、子どもとよく話し合いましょう。
- スマートフォンを保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡さないようにしましょう。
- クレジットカードやパスワードを適切に管理するなど、子どものオンラインゲームでの無断課金につながらないよう注意しましょう。
- 子どものゲーム利用などを制限できる「ペアレンタルコントロール機能」を設定しましょう。

高校生に多い  
トラブル!

### インターネット通販のトラブル

「1回限りの購入と思い商品を注文したら、2回目が届き、定期購入になっていた。」「いつでも解約可能な定期購入を注文したが、途中で解約しようと/orてもうまく手続きできない。」といった「定期購入」に関する相談が多く寄せられています。



- 「初回お試し」、「初回キャンペーン価格」と書かれても定期購入が条件となっていることがあります。
  - 低価格を強調したり、注文を急かせたりする販売サイトでは、特に注意しましょう。
  - 通信販売にはクーリング・オフの適用がありません。注文する際には契約の詳細な内容や返品のルールをしっかり確認しましょう。
- また、契約内容の証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

## 文化祭のクラスTシャツが届かない!?

学校活動においても、「カタログを見て文化祭用のクラスTシャツを注文したが、当日になっても届かない!」といったトラブルが発生しています。



#### 生徒と一緒にご確認ください！

- 注文前には、「事業者の住所・連絡先・納品日・キャンセル条件」等を確認しましょう。
- 生徒がSNS広告で見つけた事業者のWebサイトを利用してトラブルに遭うケースも見られます。注文する前には先生や保護者と一緒に信頼できる事業者かどうかを確認しましょう。
- 実在する企業等のロゴデザインが入ったTシャツは、正規品でない場合、知的財産権等の侵害に該当する恐れがあるため、注文しないようにしましょう。

トラブルの未然防止のため、県では学校の授業やPTAの研修会等でご活用いただける講師派遣や教材提供を行っています。詳細は6ページをご覧ください。

# ～消費者教育研究校の取組紹介～

消費者教育を推進する「消費者教育研究校」の取組を紹介します。

2024年度消費者教育研究校:愛知県立旭丘高等学校

愛知県立中川青和高等学校

愛知県立古知野高等学校

愛知県立名古屋聾学校

## 公民科における実践的授業

(愛知県立旭丘高等学校 加藤 敬之 教諭)

### ① 題 材

消費者市民社会をめざして、リーガルマインドを育成しよう。

(第1学年 科目「公共」 2単位)

### ② ねらい

(1) 民法の条文を知識として学ぶだけでなく、実際の事案の法律構成を考えることを通じて、個人の自由と社会秩序の安定の両立を考える資質・能力の育成をめざす。

(2) 「問題解決能力」「公正と正義の実現」「リーガルマインド」などを多くの市民が持つことを通じ、市民が共創する消費者市民社会の実現につなげる。

### ③ 授業計画及び取組

多様な契約が存在する市民社会において、私法には、公平なルールとしての役割と、当事者の利益を守るためにさまざまな事情を考慮して当事者が納得する結論を導きだすという意義がある。この意義を生徒が理解する。また、生徒が代表的な民法の条文を理解し、事案に対して法的な解決策を考えることができる。

【法的考察事案(4時限目)】

(事案1) マルチ商法:契約をめぐるトラブルとしてマルチ商法は10代にとって大きな問題になることが予想される。

(事案2) 結婚式場予約契約のキャンセル:契約は権利だけでなく、責任を負う。長期間の契約をする場合には、解約条項を意識することが大切になる。

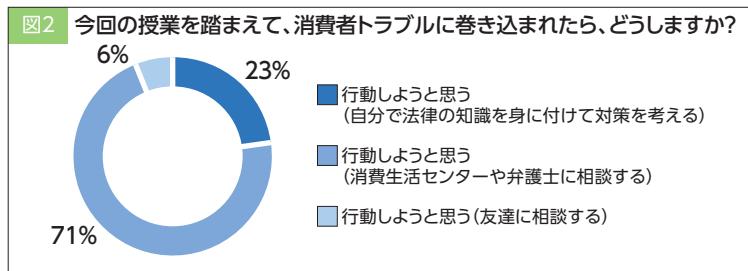
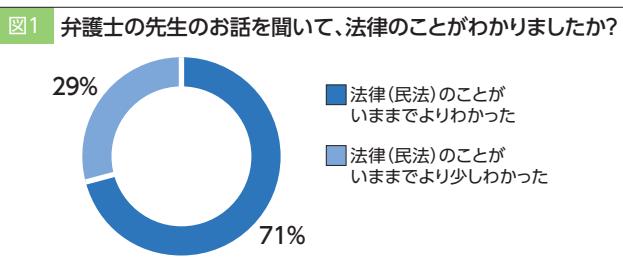
(事案3) 振袖レンタル事件:実際に社会問題になった「はれのひ振袖レンタル事件」を取り上げ、契約上のトラブルが起こった場合、民法上、どのような法律構成が可能なのかを考え、法的な問題解決を考える。本校の卒業式では振袖を着用する生徒がいる。また、成人式の振袖レンタルは、1年以上前からレンタル契約をする社会的状況になっており高校生に身近な事柄となっている。

時 数	テ マ	学 習 内 容
1時限目	市民社会と私法	民法の条文を学ぶ(教科書を参考)
2時限目	消費生活と契約チケット転売を考えよう	消費者契約法による取消し契約における公平なルールの確立
3時限目	模擬立法をやってみよう	法律の規定と適用のしかた
4時限目	事案に応じて法的な解決を図り、リーガルマインドを育成しよう	事案をもとにした私法上での法的考察弁護士 榊原 顯太郎

### ④ 生徒の感想

- ・消費者として、どのような場合も複数の法によって守られていることを、授業を通してよく理解できた。  
将来自分が消費者として被害にあった場合は、それらを活用できるようにしたい。
- ・どんなときも慎重になって本当に公正かなどを考える。すぐに情報を鵜呑みにせず物事を批判的に捉える。
- ・全ての法律を学校で教えることができないからこそ、自分の身を守る必要最低限の法律と、その法律を使って身を守る方法を学ぶ必要がある。

### ⑤ 成 果



### ⑥ おわりに

法律の専門家である弁護士の先生から、法的思考方法の考え方を教えていただいたことで、生徒は、民法を学ぶことへの関心を高め、また法的に考えることの大切さを学ぶことができた。

# 家庭科における実践的授業（愛知県立中川青和高等学校 生駒 奈穂子 教諭）

## ① 題材

### 支払い方法の多様化 賢い消費者になるために

(第2学年 科目「家庭総合」 2単位)

## ② ねらい

- (1) 様々な支払方法の仕組みを理解し、自分に合った支払方法を選択することの重要性を知る。
- (2) 日常生活は、経済と密接につながっていることに気付かせ、一人の消費者であると認識する。
- (3) 相談できる公的機関と制度について理解する。

## ③ 授業計画及び取組

### (1) 視聴覚教材を活用し、多様化する支払方法について学ぶ

生徒の印象に残りやすい視聴覚教材として愛知県県民生活課の映像教材を活用するほか、ワークを含むプリント教材を作成し、分割払いとリボルビング払いの違いや自分に合った支払方法の検討などを実施。

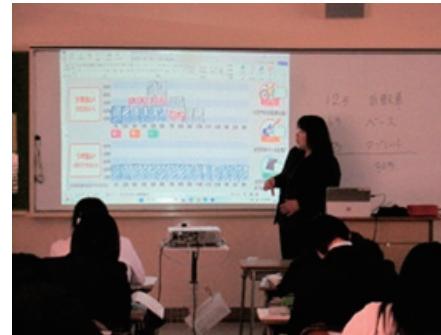
### (2) 講師を招いての実践的授業

消費者教育コーディネーターによる「支払い方法の多様化、かしこい消費者になるには キャッシュレス社会における留意点」というテーマで講義を実施。

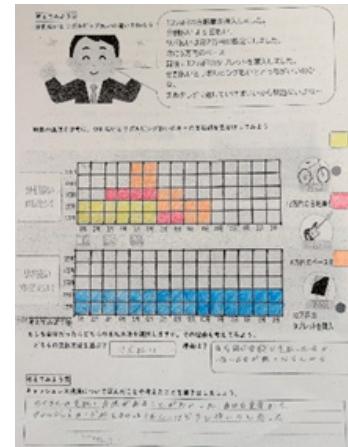
時 数	学習内 容
1時限目	事前アンケート(契約、キャッシュレスでの支払いについて)
2時限目	何をどうやって買う？購入方法を比較しよう
3・4時限目	消費者信用について 視聴覚教材を活用し、多様化する支払方法について学び、賢い消費者になるための留意点について学ぶ
5時限目	外部講師による授業 「支払い方法の多様化、かしこい消費者になるには キャッシュレス社会における留意点」
6時限目	振り返り、まとめ「消費者問題にあつたら」

## ④ 生徒の感想

- ・社会人になったらすぐにクレジットカードを持つのではなく、収入が安定してきたらカードを利用し買い物をしたいと思った。
- ・できれば将来188のお世話にならないようにしたいが、こういう相談窓口があると知ることができてよかったです。
- ・番号が簡単でずっと覚えていられると思った。
- ・リボルビング払いは聞いたことがあったが、どんなことなのかわからなかった。今回勉強してずっと払い続けなければいけないことがわかり、自分は絶対やめようと思った。けれど一定額での支払いができるから慌てなくてもいいという利点もあると感じた。



【実践的授業の様子】



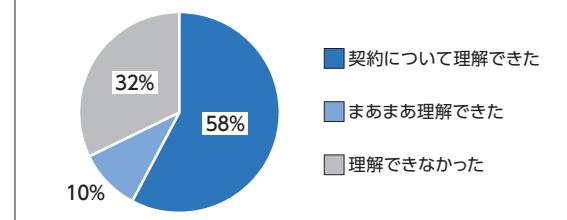
ワークシート  
(出典:東京都消費生活センター  
「そのお金の使い方大丈夫!?’)

## ⑤ 成 果

消費者教育を始める前の事前アンケートでは、契約はいつ成立するのか理解していない生徒が多くみられたが、事後アンケートの結果を見ると契約について理解できたと答えた生徒が半数以上おり、契約に関しての理解が深まったのではないかと推察される。

また、契約というと何か大きな取引にしか発生しないという感覚があったようだが、私たちの日常生活における買い物も契約で成り立っているということも理解でき、消費者である自覚も持てたようである。また、キャッシュレス決済の仕組みを理解し、うまく活用することによって、より豊かな生活ができる学ぶことができた。

図1 契約について理解できたか



## ⑥ おわりに

消費者教育研究実践の機会を与えていただき、改めて生徒の消費に対する意識を把握することができた。また、愛知県県民生活課による映像教材の貸し出しや講師の派遣など、生徒が主体的に学べるような仕組もあることがわかった。

成年年齢が18歳に引き下げられ、キャッシュレス決済が普及するなど、短い期間で生活環境は大きく変化している。専門機関との連携や講師派遣の活用により常に新しい情報を得て、生徒一人一人が消費者としての自覚を持ち、消費者市民社会を築いていくように今後も授業を進めていきたい。

## ① 題 材

### クレジットカード決済の利便性と危険性(賢く適切に利用するために)

(第3学年 科目「総合実践・古知野未来学」 3単位)

## ② ねらい

- (1)今回の取組を通じてクレジットカードの利便性と危険性を的確に理解し、今後、消費生活を送るにあたり、クレジットカードを適正に利用できるようになる。
- (2)卒業後の生活において年齢に応じた自己の消費物品(サービス)をイメージさせ、クレジットカードの役割と必要性について考えさせる。
- (3)クレジット決済についてその仕組みと種類を理解し、計画的な利用方法を考察するとともに収入と支出のバランスを考えたライフプランを設計できるようにする。

## ③ 授業計画及び取組

### (1)成年年齢に関する考察及び事前アンケートの実施

成年年齢が18歳に引き下げられたことで何ができるようになったのかについてグループ学習を行った。また、生徒が現状で把握しているクレジットカードに関する認識や知識について事前アンケートを行った。

### (2)映像教材を用いた学習活動の実施

愛知県県民生活課から映像教材を借用し、キャッシュレス社会におけるクレジットカードの役割や意義、利用上の注意点などについて学習した。

### (3)外部講師による講義

弁護士の瀧島先生・柵木先生から、クレジット決済に関する仕組みや、注意すべき点についての講義をしていただいた。

### (4)振り返り学習及び事後アンケートの実施

これまで学習した内容をグループで振り返り、今後の生活に活かしていくためにはどうすればよいかを話し合った。

また、以前と比べてどのように知識を深め、意識が変わったかをアンケート調査した。

時 数	学習内 容
1時限目	「18歳になったらできること」グループワーク クレジットカードに関する事前アンケート調査
2時限目	消費者教育における映像教材を用いた学習 「～そのお金の使い方大丈夫!?～ パパ活君と学ぶ!キャッシュレス社会の歩き方」「クレジット博士と学ぶ クレジットカード入門」
3時限目	外部講師による講義 「クレジットカードに関する仕組み、注意すべき点について」 弁護士法人大西総合法律事務所 名古屋事務所長 弁護士 瀧島 達哉 氏 笠井法律事務所 弁護士 柵木 茗 氏
4時限目	グループワークによる振り返り学習 クレジットカードに関する事後アンケート調査



【映像教材を用いた授業】 【グループワークの様子】 【弁護士による講義】

## ④ 生徒の感想

- ・クレジットカードの仕組みを詳しく知ることができた。自分なりに仕組みについては理解していたつもりでも法的には全く理解していなかったことに気づくことができた。
- ・クレジットカードの使い方や特性について知識が深まった。
- ・商品売買の契約をしてからお金の流れや責任の所在など学ぶことができた。
- ・将来、私がクレジットカードを使うようになり、トラブルがあった時に役に立ちそうな内容を学ぶことができた。

## ⑤ 成 果

本校生徒が今後、持つであろうクレジットカードについてこれまで漠然とした認識でいたのに対して、今回の取組を通じて、その利便性や、使用にあたっての注意点などを学ぶことができた。クレジット決済については便利さの反面、自己資産を考慮しない過度な使用による多重債務や詐欺被害の危険性もあり、今回その仕組みや注意すべき点を学ぶことで知識を深めることができた。

## ⑥ おわりに

普段、ビジネスに関する授業を通じて生産者と消費者の諸関係を学ばせているが、今回の消費者教育を通じて生徒の卒業後を見据えた、より実社会に役立つ学習活動を行うことができたと感じる。今後も教科書中心の授業のみならず、こういった実際の生活に紐づけるような教育活動を心がけていきたい。

図1 今回の授業が理解できたか

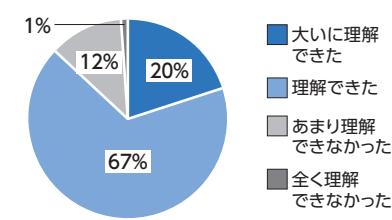
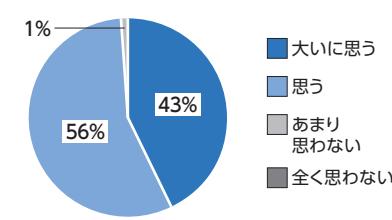


図2 今回の授業が将来に役立つか



## ① 題 材

### 消費者トラブルにまきこまれない～ネットショッピングを中心に～

(第3学年 総合的な探究の時間 7単位)

## ② ねらい

- (1)成年年齢になると、消費における契約について社会的責任が伴うことを理解する。
- (2)ネットショッピングにおけるトラブルの事例を知り、トラブルに遭わない方法やトラブルに遭った際の相談方法を理解する。
- (3)消費者トラブルを自分事と捉え、ネットショッピングで注意することについて考える。

## ③ 授業計画及び取組

### (1) 契約についての授業

成年年齢を迎える生徒たちに「契約とは何か」「どんなものが契約になるのか」「契約を解除する方法について」などの説明をした。

### (2) トラブルに遭わない方法について学ぶ

生徒たちは広告やネットショッピングなどで最近どのようなトラブルが起きているのか、具体的な事例を調べた。そのうえで、公益社団法人日本広告審査機構(JARO)に「広告のしくみと広告の見方」というテーマで「広告のしくみ」「未成年者が被害に遭ってしまった定期購入広告の例」について講義をいただいた。

### (3) トラブルに遭った際の相談方法について学ぶ

「もし消費者トラブルに遭ったら」をテーマに「消費生活センター」について調べた。そのうえで愛知県消費生活総合センターの消費生活相談員に「トラブル事例」「トラブルに遭わないために」について講義をいただいた。

### (4) トラブルに遭わないために気を付けること

最後のまとめとして「なぜ契約のトラブルは起きてしまうのか」、「聴覚障害者が契約のトラブルに遭わないようにするためにには、どんなことに気を付ける必要があるか」という問い合わせに対して、今まで学習してきた内容を踏まえて考える時間を設けた。

時 数	学習 内 容
1时限目	契約について(本校職員による講義)
2时限目	ネットショッピングにおけるトラブル事例を調べる
3时限目	外部講師による講義 広告のしくみと広告の見方 (公社)日本広告審査機構(JARO)
4时限目	消費生活センターについて調べる
5时限目	外部講師による講義 かしこい消費者になろう ～消費者トラブルにまきこまれない～ 愛知県消費生活総合センター相談員
6时限目	怪しい広告に騙されてしまうのはなぜかを考える
7时限目	聴覚障害者が怪しい広告に騙されない トラブルに遭わないと気に付けることを考える



【外部講師による講義の様子】

## ④ 生徒の感想

- ・契約の内容はどんなに長くても注意して確認したいと思った。
- ・困ったときはすぐに消費生活センターへ相談したいと思った。また、手話通訳、筆談、電話リレーサービスの利用が可能だと知り、情報保障の面で安心して相談ができると思った。

## ⑤ 成 果

3回の講座や調べ学習を自分事として捉え、積極的に取り組む姿勢が見られ、生徒たちにとって有意義なものになったと考えられる。また、本研究のねらいであるトラブルに遭わない方法やトラブルに遭った際の相談方法を理解することについてもアンケート結果からおおむね達成することができたと考える。

## ⑥ おわりに

生徒たちはインターネットやSNS等で不特定多数の人や情報との接触が可能な状態にあるが、それらの多くの情報の中から正しい情報を選択することが難しい生徒もいる。今回の実践的授業によって学んだ、「困った際は関係する機関にすぐに相談すること」を他のトラブルの場面においても活用してほしい。また、今後も継続して消費者教育に取り組み、生徒の消費者意識を高めていきたい。

図1 今回の講座や調べ学習は勉強になったか

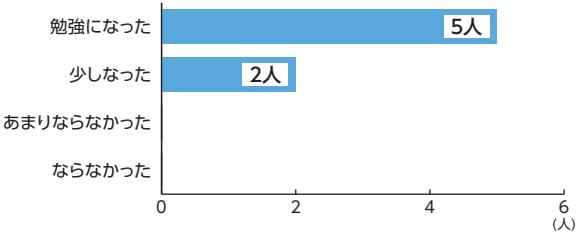
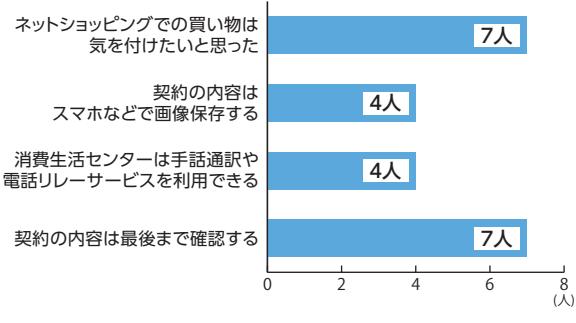


図2 印象に残っている内容 ※複数回答あり



# ＼学校での消費者教育を応援します！／

## 教科書以外の教材として授業等でご活用ください

### 消費者教育講師派遣のご案内

学校等における消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会等へ、弁護士、司法書士、消費生活相談員等の講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご活用ください。

#### ●教員向け

- ・成年年齢引下げを踏まえた消費者教育の指導方法
- ・消費者市民社会とエシカル消費 等

#### ●高校生・特別支援学校等向け

- ・契約やクレジットカードに関する知識
- ・消費者被害・事故・消費者トラブルと対処法 等

#### ●小・中学生向け

- ・小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を活用した実践的授業

愛知県 消費者教育 講師派遣 [検索](#)



### 映像教材の貸出

契約やクレジットに関する知識、消費者トラブル未然防止、スマートフォンやインターネットの安全な利用方法等、消費者生活に関するDVD等の教材の貸出しを行っています。

愛知県 消費者教育DVD [検索](#)



### 消費生活情報「あいち暮らしっく」

消費者トラブルをはじめ、消費生活上の様々な情報を掲載しています。

毎年11月～12月に配信する「若者向け特集号」では、「契約」や「若者に多いトラブル事例」等について掲載しています。

あいち暮らしっく [検索](#)



### 「18歳からの大人大作戦!!!」の配信

成年年齢引下げに伴う注意点等を広く呼びかけるメッセージ動画「18歳からの大人大作戦!!!」をYouTubeで配信しています。

「美容関連の契約」、「インターネット通販」、「情報商材の購入」のトラブル事例や、困った時の消費者ホットライン「188(いやや!)」をキャラクターとテロップで紹介する35秒のアニメーション動画です。



※画像はメッセージ動画の一部です。

18歳からの大人大作戦!!! [検索](#)



お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎052-954-6603まで！

トラブルに遭ったり、  
不安な場合はお早めに  
ご相談ください。

消費者ホットライン  
☎ 188 (いやや!) 局番なし

身近な消費生活  
相談窓口に  
つながります。



愛知県消費生活総合センターでは、インターネットによる消費生活相談を受け付けています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000081842.html>をご覧ください。